

平成28年度 第1回 権利擁護専門部会

1. 日時 平成28年7月29日（金）午前10時から

2. 会場 プラザ菜の花3階「菜の花」1.2

3. 出席者

(1) 委員(19名中14名出席)

佐藤委員(部会長) 白井委員(副部会長) 五十嵐委員 池永委員 稲阪委員
植野委員 岡本委員 蒲田委員 佐久間委員 滑川委員 長谷川委員 藤尾委員
山岸委員 吉井委員

(2) 県

古屋課長 川口障害者権利擁護推進室長 他

1. 開会

2. 議題

- ① 第五次障害者計画の進捗状況について
- ② 障害者虐待通報等の状況について
- ③ 平成28年度障害者虐待防止・権利擁護研修について
- ④ 障害者差別解消法について
- ⑤ 情報保障ガイドラインの見直しについて
- ⑥ 手話言語条例の制定について
- ⑦ 平成29年度重点事業(案)について
- ⑧ その他

3. 閉会

4. 議事における意見及び質疑応答

①第五次障害者計画の進捗状況について

【五十嵐委員】

6 ページ、達成状況管理票の一番上のところで条例についての達成度が調査されているが、これはどのようにして調査したのか。

【事務局】

27 年度の実績については、県民に対する世論調査の中で判明した数字になる。27.7%という数字は、27 年度 11 月から 12 月の間に県民に対し世論調査をした結果になる。この数字については、障害者条例を「良く知っている」方と「知っている」方を合わせた結果である。

【五十嵐委員】

この間私は熊本の震災後の事業所に行ってきた。そこで聞いた話だが、震災があったときに福祉避難所を必ずしも必要としない感じの人が、福祉避難所に集まってきた。事業所の方いわく、福祉避難所がどういうところかは市民に広報周知していたはずだが、どれだけ浸透したか、どれだけ理解を得られたかが実はわからなかったとのこと。それで気になったのだが、広域専門指導員が駅前で様々な広報をなさっていると思うが、単に広報周知するだけではなく、どれくらいそれが届いたか調べることはできないのかなと思った。例えば駅前で広報する際、権利擁護や差別解消法についてアンケートを作って聞いていく等、広報したことがどれだけ届いているかの調査もしながら、次の広報に生かしていくことが出来ればと思った。

【藤尾委員】

6 ページ上から 4 つ目、「障害者条例に係る相談件数のうち地域相談員が関わった件数の割合」の項目にて D の評価が出ているが、そもそも相談件数が何件くらいだったのか。また、私も地域相談員だったと思い出したが、それ程関わりが無い。しかも 500 名前後いらっしやったと思うが、今後本当にこの方と連携をとってやっていく方向性をこのまま続けるのか再考が必要なのではないか。29 年度も目標があがっているが、地域相談員は地域の窓口になる、身近に相談を拾えるということをメリットにするのならば、昔のひまわり 110 番みたいに、相談員がいるところがわからなければ駄目だし、件数によっては広域専門指導員が個別に受け切れてしまうのであれば、地域相談員との連携が本当に重要なことなのかと思う。まず件数を教えていただけるとありがたい。

【事務局】

差別に関する相談は、平成 27 年度に 138 件となる。26 年度は 141 件となり、年々減少している状況にある。27 年度に地域相談員に直接入った相談も、1 ケタ台となっており、地域相談員が窓口になるよりかは広域専門指導員に直接相談が入っているのが現状である。しかし、広域専門指導員が受けた相談であっても、地域相談員の専門性を生かす等して連携を図り、事案の解決に取り組んでいる。地域相談員の活用については、地域相談員研修等も含め、見直しが必要であると考えている。

【藤尾委員】

全部の件数に絡んだとしても、500人いる中の130人しか年間関わらないということで、多くの方が長年相談員の立場で、差別事案に関わらない状況が起きているので、専門性だけを生かすのであれば、専門性のある方に特化した地域の相談員にする形でもいいのかと感じた。

【植野委員】

2点質問がある。ひとつは広域専門指導員に関する事で、地域相談員との関わりについてである。もうひとつは手話通訳に関する事。

現在、障害者差別解消法に伴い、各市で地域協議会の立ち上げが始まっている。そのメンバーの中に広域専門指導員が委員として加わっているという話も、浦安市あたりから聞いているが、他の市町村では消極的な意見も出ている市もあるようだ。広域専門指導員または地域相談員、これは身体障害者相談員を兼ねている方と思うが、地域協議会の立ち上げに、積極的にその人たちを活用するというようなことを、市長会などで働きかけていただいたらどうかと思っている。

もうひとつ、そのなかに成年後見人制度があるが、手話通訳の依頼方法を後見人がわからないという実態がある。重複など重い障害者を持った方々に対し、手話通訳のニーズがある、ということは手話通訳の申請方法がご本人ではなかなかわからないとなると、成年後見人が本人に代わって申請する。でもその方法がわからない、それも含めて連携が必要だということがあるので、広域専門指導員、その他成年後見に関わる方も含めた意見として申し上げた。

手話通訳事業に関して。手話言語条例が立ち上がった。市町村との連携に関し、どこかはっきりとした記述が無いと思う。ぜひとも市町村の担当者会議レベルでもその辺りを話して頂ければ幸いである。地域格差はまだ残っており、その課題はかなり根強い課題としてある。

もうひとつ、各都道府県の責務、手話通訳の専門性を担保するような派遣の機能もここの中に盛り込めていないので、権利擁護の部分についても専門性をきちんと確保するという事。市町村については、専門性のある通訳について、非常に消極的な部分がある。市町村に様々な事情はあるとは思いますが、ぜひともその辺も盛り込んでいただくとありがたい。

【滑川委員】

私は条例施行時に県障害福祉課にて、地域相談員を担当していた。地域相談員は、もともと身体障害者相談員、知的障害者相談員という、地域の障害者からの相談を受ける立場の方などになって頂いているが、その方々は以前から相談を受けていたから、これは別に条例の相談でなくても自分たちで解決できるということで、たくさん相談はあるが、条例につながっていないものがあるのではないかと。条例に繋がらないで解決できるかも知れないが、そのなかにいろんな埋もれた問題があるから、広域専門指導員と身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携を図る仕組みが出来たら、埋もれた相談に対応できるのではないかと考えた。そして、司法書士や不動産業者など専門分野の地域相談員に関しては、広域専門指導員が138件の相談を受けているので、広域専門指導員が自ら相談者を巻き込んで、一人で解決できそうな事案にも地域相談員を巻き込みながら、地域相談員を活用できたらと感じた。

【白井委員】

議題1については以上とさせて頂く。佐藤部会長から、課長あいさつのあった件についてご意見が

ある。

【佐藤委員】

計画ではなくて、最初の課長あいさつの中で出た、国からの津久井やまゆり園に関する国からの通達が県にも届いていると、あいさつの際に報告があったが、この通達について1, 2点確認がある。1つは、この通達の内容をおそらく委員のみなさんも同じ思いで聞いておられるとおもうが、窓ガラスを割った事件に対し、施錠管理を徹底するよという内容で、何が狙いなのかよくわからない中身になっている。県としてこれをどう理解していくのかということと、その理解と相まって、県内各施設にそれを周知徹底されると思うが、周知徹底をされるときに、どういう案内の仕方するのか。県としての説明をするのか、この2点を確認したい。

【課長】

本日所用のため、途中で失礼いたしますので、先にこの件についてお答えします。事件を受けて国の通達が出ているということで、窓ガラスを割って侵入しておきながら施錠に関する通達がなされているが、これについては、事件の詳細が不明であるという前提が国の通達にもあり、当座の防犯対策として施錠の確認等をするよという記載が盛り込まれている。今後また事件の詳細が明らかになれば、必要な通達があるものと理解している。県として周知する際には、本来であれば施錠は必要最小限にすべきという原則があるので、その原則を守った上で、施錠箇所について侵入等の無いように管理をしっかりすることを指導してまいりたい。いずれにしても、今後また国でも防犯の管理等について改めて検討等がなされるものと思われるので、それに沿って進めていきたい。また、近隣の方との関係が非常に重要なので、国との通知の中で地域住民との連携をして、不審者が入った場合にも分かるような形でということも言われており、こういった連携体制の強化についても必要ではないかと思っている。国の通達等あれば、対応をしたいと思う。

【佐藤委員】

今の課長のご回答で結構かと思うが、施錠は必要最小限ということを確認した上で、このことについて対応していただかないと、かえって県内各地の施設の妙な対応を生みかねないところがあると危惧している。報道が錯綜しているので、十分確認できてはいないが、報道機関によっては今回の事件の場合に亡くなった方の中の数人の居室については、居室そのものが施錠されていたという報道が出ている。また、利用者150名の中の90名を超える方が睡眠導入剤を投与されていたという情報も伝わってきている。未確認なので違っていたら結構だが、安全のために利用者が人間らしい生活を奪われていくことはあってはならないと思うので、私の杞憂ではあるが、その点は留意して頂きながら、県内各地に周知していただきたいと思う。

【五十嵐委員】

国の通達を見ていないのでよくわからないが、部会長がおっしゃったことは権利擁護に係る部分があるからだと思う。差し支えなければ国の通達を配布してもらいたい。

【佐藤委員】

課長が口頭で話されたとおりでであると思う。

【課長】

印刷が間に合わなかったもので、配布していないが、私が口頭で申し上げた内容がメインである。もうひとつあるとすると、関係機関との協力連携といったこと。この場合警察が例として挙げられているが、関係機関との連携協力をして、こういうことが発生した際には迅速な通報体制を構築するといったことが述べられている。

②障害者虐待通報等の状況について

(非公表資料にかかる部分は、一部修正しています。)

【植野委員】

アンケートの問1に関する事で、4番に関する意味の確認をしたい。支援機関の対応で済ませているとあるが、ちょっと意味がわからないので説明いただきたい。実際の現場においては、行政は虐待として判断をする、こちらとしては相談を受けることはあると思うが、カウントに入っていない部分があると思う。判断するだけで確定に到らないという部分はある、それを含むかどうかについて確認したい。

【事務局】

このアンケート調査については、通報の受理件数が低くなったことに対する調査であるので、通報を適切に受けているかどうかの部分になる。通報を受けた後の対応は置いておいて、通報を受けても通報だと気付かずに支援機関限りの対応で済まされていて、市町村まで通報が入っていないものがあるのではないかということから、この設問を設けた。

【植野委員】

もう一度説明する。通報は受けているということで、行政の窓口は認識しているということはあるわけですね。虐待の疑いがあるというようなことで、必要な部分で呼ばれて相談を受けることもある。虐待の確定までいたらない部分、その場合も含むのか伺いたい。

【事務局】

その場合、最初に通報件数でご説明した、資料2-1の「虐待なし、判断付かず」の欄か、「事実確認を検討中」という数に入ってくる。今回の通報受理状況の調査とは別の話になる。

【植野委員】

もう一度。意味があまりよくわからないが。

【事務局】

通報を受けた後、それが虐待の疑いとまではいけないという判断をしたものについては、件数として受付状況の方に入っている。

【植野委員】

通報を受けていて、例えばこちらの方で職場に連絡があつて呼ばれ、相談を受けるというケースがある。相手も行政もそれをわかっている。それで、ヒアリングまでしている。行政は虐待の疑いがあるということで調査をお願いしますというような相談があつたとしても、そのカウントに入っていないところもある。その場合には、この場合は4番に含むのかどうか。その辺の理解の仕方である。

【事務局】

通報として受理をしていれば、カウントとして資料2-1に入ってくる。カウントをしていないものについては今回の調査でどういった場合に対応していないのか・・・

【植野委員】

4番の中に含むという理解でよいか。1の4の2に入っているか。

【事務局】

植野委員は虐待通報があつた後の対応で、結果として埋もれたものがあるのではないかということをおっしゃっているということによろしいか。

【植野委員】

カウントに反映されていない部分があるので。

【事務局】

カウントとは何のカウントか。どの資料の何の項目が反映されていないのか教えていただけるか。

【植野委員】

資料2-2、表の1である。

【事務局】

非公表の資料か。

【植野委員】

そうである。

【事務局】

今説明したとおり、届出があつた場合、通報届出件数なのでこの件数に反映される。

【植野委員】

ただ浦安市の場合、前に課長がカウントするということで、解釈の違いがあると、そういうことも調べると言うことを理解して、前の会議でそういうかたちで・・・

【事務局】

違います。今回は届出がされないことが問題だということを前提に調査をするので、届出があった後の市町村に対応については今回のアンケート案では対象にしていない。

【植野委員】

実際に届出があったと。でもここにはカウントが入っていなかったなので、実際にあったということを上申上げる。

【事務局】

実際にそのようなことがありましたら、我々に話をいただければ調べる。

【植野委員】

前回はちょっと話したが、他にも色々あると思うので、解釈の違いで市町村に差があるということの調べも頂ければありがたい。

【課長】

アンケートの項目については、事務局で考えられるパターンとして5つ類型を上げさせて頂いた。質問項目を分けており、「原因は何だと思えますか」というのが問1である。これは実際に市で「どう直面したかどうか」というのは問うていない。問2では、「そういった事実があったか」ということで、質問を分けている。「どういったことが想定されるか」については、少し幅広めでとれればと思っているので、解釈の違いがあつてということも考えられるのではないかとご意見として頂いたので、少しそこは考えさせて頂く。

【植野委員】

よろしくおねがいします。

【藤尾委員】

非公開資料ですが、非常に細かく集計を取られているので、欲しいのだが、これはなぜ回収なのかすごく疑問である。個人情報が入っているわけでもないし、回収しなければいけない要素が見当たらない。

【事務局】

こちらの基となった厚生労働省の調査だが、回収の理由としては、国が集計した件数を発表していないことがあり、未定稿を先に県が発表してしまうと、今後国との調整をするに当たり、カウントに齟齬が生じる可能性もあるので、未発表という形にしている。また、非常に小さい市町村では通報届出が1件と言うこともあり、場合によっては市町村によっては簡単にわかってしまう懸念もあるので市町村ごとのデータは非公開とさせて頂いている。

【藤尾委員】

希望であるが、数字のところを抜いた体制の状況だけのものは後で頂くことはできるか。どこの市

町村がどういう体制になっているか。

【課長】

体制のところのみを入れた形で出させていただければとおもう。

【吉井委員】

アンケートのことで、お聞きしたい。そもそもこれは行政が回答するなかで、養護者による虐待があるにも関わらず、通報件数に結び付いていないという前提で話をしているなかで、問1の3番4番にて、「虐待が疑われる内容が含まれていても」、とあるが、行政の担当者がそもそも虐待と疑われる内容をわかっていれば件数に上げていくべきだろうし、それが出来ていないことが問題なのかなと思う。そもそも虐待に気づいてないから上げてないというところがあると思う。行政を疑うわけではないが、行政担当が毎年変わる機関もたくさんあるなかで、担当者、担当課の中の捉え方が違っていると、この数字とかアンケートの結果もばらつきが大きくなってしまっているので、まず例題とかをたくさん与えた上で伺いを立てた方が、ポイントが取れるのかなと思っている。また、「行政であげるべきかどうか悩んでいる事例があればお答えください」という項目があった方が、より吸い上げが出来るのかなと思っている。参考に御検討いただきたい。

③平成28年度障害者虐待防止・権利擁護研修について

【池永委員】

今回の相模原の事件を受け、本当に身が引き締まる思いである。ちょうど今、権利擁護の虐待防止研修の資料が来ているので、私どもも申し込んでいるところであるが、この中で権利擁護にしても差別解消にしても、やはり掲げるだけでは意味が無いと思う。掲げるものを職員に理解させ、そこでどうやったらそれを実践に移していけるか、まさに実践に移すというところが一番大事なところだと思う。掲げるものに対して異論をはさむ職員はいない。しかし、それがどこまで実践に移していけるかとなると、そこが一番大きなハードルであろうかと思う。そうしたときに、管理者・設置者の研修というのは大変大きな意味を持つてくると思う。現状で言うと、なかなか法人、施設のスタイルはそれぞれあるので、本当に職員と向かい合う、職員の痛みを肌で感じていく、そういった場面は管理者が持っていかなければ、職員は本当の意味での権利擁護を自分の中に浸透させることはできないのではないかと考えている。そういった意味では、やはり管理者の役割は非常に大きい。職員の顔と名前が一致しないような施設もあるかと思うが、そういったところで、管理者のあり様をどうやったら職員に浸透させるか、ノウハウというような浅い言葉では表現できないとは思いますが、この研修の中には、ぜひ管理者の姿勢や、施設全体の中で管理者のあり様を織り込みながら研修の中には行っていただけると、もっと浸透する部分が出るのではないかと考えている。これは今まで研修を受けた感想と意見である。

【酒井委員】

虐待の件数があがらないのはいろんな要因があると思うが、市町村職員の理解がすごく大きいと思う。実際にあった事例で、明らかに虐待で、アドバイザーも入っているのだが、なかなか進んでいかない。相談支援の中でケース会議を開いてみたりしているようだが、まず、虐待だと職員が認識

する必要がある。養護者の虐待に介入するのは民間では無理で、行政でやって頂かないといけない。私も何件か経験あるが、夫婦で虐待しているところには、「うちの家庭になに口突っ込むんだ」と、すぐ怒鳴られたし、親からは「働けない子どもが貰う障害年金がうちの収入なんだから、使って構わないでしょ」と言われたこともある。どうしても民間では入れない部分があり、やはりその辺は市町村職員が意識を持っていただいて、虐待ケースとしてすぐ時間を置かないで入らなければいけないということを、研修の中でぜひ皆さんが考えて頂ければ、もうちょっと変わるのではないかなと思う。

【植野委員】

千葉県には、障害者差別禁止条例が制定されている。中核地域生活支援センターというものもある。手話言語等条例も制定されたということで、県レベルでの仕組みとか、たくさんさんの仕組みを作られている。その一方で、市町村では虐待等、また、相談支援事業も各市町村の事業になっているが、その辺の連携、ネットワークというものが課題になっていると思う。県レベルでの指導というのはもちろん制約があると思うが、連携ということについて、協力、普及を図るための研修もぜひ、そこにに入れて頂くとうれしい。様々な県の仕組み、たくさん県の仕組みがあるからこそ、広域専門指導員の仕組み、地域相談員の仕組み、あるからこそ研修の中に入れて頂くことを検討して頂ければと思う。

【佐藤委員】

私が回答する立場ではないが、今の植野委員のご質問については、今日の研修の新しい予定の中に、県と市町村の連絡会議というものが組み込まれている。今年の研修に比べれば、県と市町村の間の連携というものがカリキュラムの中に入ってきているのかな、という。これは県の立場でなく委員の一人としてそういう印象を持っている。それから先ほどの委員のみなさんのご意見の中で、管理職の、特に理事長クラスの方の姿勢とか、立ち位置、それから行政の方々の積極的な介入に向けてというような研修を、ということだが、これは非常に重要なことだと思うが、そのためには、おそらく今あちこちで出ている、施設の管理職、理事長クラスの人に対する損害賠償請求とか、あるいは市町村の行政の介入に対して行われる損害賠償請求、そういったものについての状況が説明されないとなかなか腰が動かないことがあるので、研修の中にそのようなことを盛りこんでいけば、理事長や行政の課長クラスの人たちも、だいたい「行くぞ」ということになるのではないかなと思っている。おそらく担当の方で考えがあると思っている。

【白井委員】

植野委員から連携の項目があがったが、県の方で今後項目を検討してもらうことでよろしいか。市町村の連絡会があって、とか、これからまだ開催予定があるので、項目のひとつでご検討いただくということにしたい。

【植野委員】

市レベルでは対応に残念ながら県レベルの社会資源というもの、市町村のパンフレットに県レベルの社会資源はなかなか載っていないというような現状がある。載せているのはもっと少ない状況なので、よろしくお願ひします。

【滑川委員】

虐待対応は市町村中心に動くのだが、健康福祉センターなどに勤務する県職員の方々も、地域に実際に出ている方々なので、研修に参加していただく機会はあるのか。なければこういう研修にも参加頂ければいいと思う。

【事務局】

市町村の連絡会議には、各健康福祉センターの監査担当者に出席頂いており、広域専門指導員のところで通報が止まるということもないように、連絡調整会議では、機会のあるごとにお知らせをしているので、足りなければ考えていきたい。

- ④障害者差別解消法について
- ⑤情報保障ガイドラインの見直しについて
- ⑥手話言語条例の制定について

【植野委員】

さきほど手話言語等条例について、情報保障ガイドラインも含めて説明があったが、条例づくりは県として7番目ということ。実際に聴覚障害者全ての、難聴者含め要約筆記者、盲聾者含めという形を全国では初めての形の条例になっている。これが一つの特徴である。

また、情報保障ガイドラインの見直しに着手ということになるが、具体的には平成21年の終わりに制定したものだが、聴覚障害者だけではなく、知的障害者、精神障害者の方々も含めた形の情報保障ガイドラインというのは全国発の優れたものになっている。なので、千葉独自のものという意味では、よりいいものを作っていくということが重要である。ところが総合支援法、意思疎通支援事業は市町村の判断、裁量によるものという規定になっているので、その辺の条例、各市の要綱が条例を廃止させるために、実施要綱ということについての改正も取り組みを行う形になると思う。

⑦平成29年度重点事業(案)

事務局報告、意見なし

【白井委員】

時間が少ない中で十分な意見が取れていないとは思いますが、「その他」については省かせて頂ければと思う。ご意見については後ほど事務局のほうで受け付けて頂いて、それをまた委員のみなさんにフィードバックしていただく形とさせていただきます。最後に佐藤部会長から何かひとこと、全体を通してお願いしたい。

【佐藤委員】

お疲れ様です。今年度第1回目の数日前に、相模原で重大な意見が起きたということで、神奈川県の話ではあるが、この話の折に触れて、袖ヶ浦のはなしもちょくちょくと参照されるというようなこともまた始まってきている。全国的に障害者に対する色々な動きが出てくると思うので、この権利擁護部会でも折に触れてそういう話題が議論されていくと良いのかなと思っている。非常に重た

い感じがしているが、やることはやらなきゃいけないと思っている。1年間よろしくお願いします。

(以上)